

報告第7号

専決処分の報告について（道路管理瑕疵による損害賠償額の決定および和解）

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年5月29日報告

鯖江市長 佐々木 勝久

専決第2号

専 決 処 分 書

道路管理瑕疵による物件損害に対する損害賠償額の決定および和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

鯖江市長 佐々木 勝 久

- | | |
|---------------------|---|
| 1 損害賠償および
和解の相手方 | 鯖江市在住の個人 |
| 2 事故発生日時 | 令和6年2月22日 午前10時30分頃 |
| 3 事故発生場所 | 鯖江市上河内町78字46地先 |
| 4 事故の概要 | 相手方が市林道荒谷線を自家用車で走行中に、当該林道を横断する側溝（鋼製蓋が紛失）に脱輪し、当該自家用車のフロントバンパーを損傷した事故 |
| 5 損害賠償額 | 54,252円 |
| 6 和解の内容 | 本事故については、市の支払う損害賠償額を5のとおりとし、両当事者はともに将来にわたり一切の異議申立て、請求または訴訟等を行わない。 |

理 由

本事故において物件損害を与えたので、損害賠償および和解をする。